平成 25 年兵庫県立大学大学院応用情報科学研究科規程第 21 号 応用情報科学研究科長期履修規程

(趣旨)

第1条 この規程は、兵庫県立大学長期履修規程(平成25年公立大学法人兵庫県立大学規程第108号)第5条の規定に基づき、長期にわたる教育課程の履修の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

#### (出願資格)

第2条 長期履修学生として出願することができる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 職業を有する者(正規職員以外も含み、主としてその収入で生計を立てている者) または入学時点で職業を有する見込みのある者
- (2) 育児、長期介護等により、標準修業年限で修了することが困難な者
- (3) 病気等その他やむをえない事情を有し、標準修業年限で修了することが困難であると研究科が認めた者

(出願手続)

- 第3条 長期履修を願い出る者は、次の各号に掲げる書類を別に定める期間内に研究科事務室に提出しなければならない。
  - (1) 長期履修学生許可願(様式第1号)
  - (2) 理由書(様式第2号)
  - (3) 別表に定めるその他必要な書類

(長期在学期間の延長)

第4条 長期履修学生として認められた在学期間(以下「長期在学期間」という。)の延長 は認めないものとする。

(長期在学期間の短縮)

- 第5条 長期履修学生が長期在学期間を満了しないうちに課程を修了する必要単位数を取得する見込みのある場合は、長期在学期間の短縮をすることができる。
- 2 前項の規定により長期在学期間の短縮の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる期間内に、長期在学期間短縮願(様式第3号)を研究科事務室に提出しなければならない。
  - (1) 3月修了予定者は、原則として短縮により修了することとなる年度の前年度の 11 月1日~1月31日
  - (2) 9月修了予定者は、原則として短縮により修了することとなる年度 の前年度の5月1日~7月31日

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関して必要な事項は、別に定める。

#### 附則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年10月21日から施行する。

# 別表

区分	必要書類
職業を有する者(正規職員以外も含み、	在職証明書又はそれに代わるもの
主としてその収入で生計を立てている	
者) または入学時点で職業を有する見	
込みのある者	
育児、長期介護等により、標準修業年	本人の申立書
限で修了することが困難な者	
病気等その他やむをえない事情を有	診断書等研究科において必要とされる
し、標準修業年限で修了することが困	書類
難であると研究科が認めた者	

## 長期履修学生許可願

平成	年		F
-1/-hv	<b>T</b>	Н	

兵庫県立大学長 様

応用情報科学研究科応用情報科学専攻

ふり	がな:	
氏	名:	印

下記のとおり長期履修学生として、許可くださるようお願いします。

記

受 験 番 号	
入学年月日	修了予定年月(○を付すこと) 長期在学期間(○で囲むこと)
平成 年 月 日入学	<ul><li>・ 平成 年 月 修了</li><li>・ 平成 年 月 修了</li></ul>
現住所	TEL:( ) — FAX: e-mail:
勤務先(職種)	
勤務先所在地	〒 TEL ( ) −

#### 理由書

(応用情報科学研究科)

		Ų.	心用情報件子研究件)
受 験 番 号	ふりがな		
	氏 名		
希望する長期在	学期間		年
希望理由を具体的に記入して	ください。		

## 長期在学期間短縮願

平成 年 月 日

兵庫県立大学長 様

学籍番号 氏 名 印

下記のとおり長期在学期間を短縮したいので、許可くださるようお願いします。

記

年 月 日から E B Bまで 長期在学期間(既許可期間) 平成

平成 年 月 日まで

年 年 月 (短縮希望期間) 平成 目から

月 平成 日まで

理 由

> 指導教員名 印